3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　追記情報

五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第十三条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十五条　研究所に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　研究所に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の研究所の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに研究所への出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において読み替えて準用する通則法第三十一条第一項の年度計画に記載されたセグメント（研究所を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第三項中「第十三条において」を「以下」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第九条　研究所に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書には、同条第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この条において単に「期間」という。）に係る年度計画に定めた項目のうち当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　期間における業務の実績（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ　期間における中長期計画及び年度計画の実施状況

ロ　期間における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標及び期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。）

ニ　期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　研究所は、前項に規定する報告書を国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令の一部改正）

第十条　独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とする。

第四条の見出しを「（中期計画の記載事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改め、同条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条の見出しを「（業務方法書の記載事項）」に改め、同条中「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第一号中「独立行政法人交通安全環境研究所法（以下「研究所法」という。）」を「研究所法」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　研究所に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第十五条第二項第一号ニを除き、以下同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　研究所の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者